

情報通信行政・郵政行政審議会  
郵政行政分科会（第89回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和6年2月1日（木）10：00～10：41

Web審議による開催

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、  
滝澤 光正、巽 智彦、藤沢 久美、三浦 佳子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

三島郵政行政部企画課長、折笠郵便課長

事務局：坂平情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

ア 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構  
法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並び  
に同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可  
【諮問第1245号】

イ 内国郵便約款の変更認可【諮問第1246号】

## 開 会

○佐々木分科会長 おはようございます。それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会（第89回）を開催いたします。

本日は、ウェブ審議を開催しており、委員7名中全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項2件でございます。

初めに、諮問第1245号「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○三島企画課長 資料89-1を御覧ください。こちらに基づきまして、御説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、資料89-1-1でございますが、こちらは認可の申請に関する諮問書でございます。説明自体は資料89-1-2でさせていただきたいと思っておりますので、そちらを御覧ください。

まず、27ページを御覧ください。「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度について」でございます。「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、平成30年に交付金・拠出金制度を創設する法律が成立いたしまして、翌平成31年4月から、改正機構法に基づき、日本郵便への交付金の交付及びゆうちょ銀行、かんぽ生命からの拠出金の徴収を開始しております。

機構は、年度ごとに、総務省令の定めるところにより、交付金の額、拠出金の額を算定し、交付金の額及び交付方法、拠出金の額及びその徴収方法について、総務大臣の認可が必要とされております。この認可に当たっては、当審議会に諮問をしなければならない制度になってございまして、本日諮問をさせていただいておるところでございます。

資料下の図を御覧いただきますと、まず、郵便局ネットワークの維持コストの負担方法でございますが、制度創設前は、郵便局ネットワークの維持コストは全て日本郵便株式会社と関連銀行・関連保険会社との間の「民・民」の契約に基づきまして、全て手数料で賄っていたところでございます。これに対しまして、制度を創設して以降は、「不可欠な費用」については交付金・拠出金制度で賄いつつ、それ以外の費用の負担方法は従前どおり「民・民」の契約で決定していくことになっております。

交付金・拠出金制度の構造としては、郵便局ネットワークの維持に係る費用につきまして、関連銀行・関連保険会社から機構に拠出金を拠出したしまして、機構から、これを郵便局ネットワークの維持の支援のために日本郵便に交付していくものになります。

28ページを御覧いただければと思います。令和6年度における交付金・拠出金の額でございますが、表にございまして、**「不可欠な費用」**は4,491億円でございます。拠出金の額はゆうちょ銀行が2,467億円、かんぽ生命が563億円。これを受けての交付金の額は3,030億円となっておりまして、30億円増で申請されて

いるところでございます。増加の理由などは、後ほど計算方法の中で御説明をさせていただきたいと思っております。

算定方法につきまして、29ページを御覧いただければと思っております。郵便局ネットワークの維持に要する全ての費用をみるわけではなく、制度といたしましては、あまねく全国において郵便局ネットワークを維持するために不可欠な費用を算出し、これに機構の事務費も計上いたしました上で、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命で、郵便局ネットワークの利用割合等に応じて按分していく制度となっております。

具体的にこの「不可欠な費用」の算定方法でございますが、29ページで申しますと、まず、法律の部分でございますが、機構法において、あまねく全国において、郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額とされておりまして、詳細は総務省令に委ねているところでございます。

この省令の概要として、上から2つ目の囲みですが、まず、郵便局（約2万局）と簡易郵便局（約4,000局）に分けて整理をしております。

まず、①の郵便局につきまして、この2万局でユニバーサルサービスが利用できることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局で構成するものとした場合における人件費ですとか、あるいは賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送・管理に要する費用、固定資産税・事業所税といった費用が規定されているところでございます。

また、②の簡易郵便局（約4,000局）につきましては、郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用と定められているところでございます。

これに基づきまして、資料下の機構の算定内容の3つ目の囲み部分にある図で御覧いただく形になりますけれども、まず、郵便局ネットワークにおける最小限度の規模の郵便局といたしまして、機構の算定において、局長1名、窓口職員1名の2名局の形で算出することといたしまして、この2名局で構成された場合の郵便局ネットワークに係る費用を算定しているところでございます。

この算定に当たっては、実際の人件費や維持費などを、年度ごとに実際の費用を積み上げて計上いたしまして、これを基に、2名局とするための必要な補正を行い算出をしているところでございます。例えば、アの人件費から順に御説明させていただきたいと思っておりますが、人件費につきましては、実際の2名局の局長の給料、窓口職員の給料などから、それぞれ1名当たりの平均単価を算出し、直近の郵便局数を乗じて算出をしているところでございます。この人件費につきましては、前年度に比べ増となっておりますけれども、こちらは令和5年3月の春闘を受けて特別一時金が支払われたことを受け、増額になったと承知してございます。

また、イの賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用でございますけれども、こちらは局舎の面積について、借入局舎の総面積を実際に算出した上で、2名局であった場合にはどの程度面積が圧縮されるかを計算して補正を行って申請されてきているところでございますが、こちらでも実際の費用を積み上げた上で補正を行っているところでございます。このイの郵便局の維持に要する費用も前年度に比べて増額となっております。

ますけれども、こちらの増額理由は、光熱費の増や局舎のLED化の工事費用を計上してございまして、そういったものを受けての増額となっていると承知してございます。

また、ウの現金の輸送・管理に要する費用でございますが、足元のキャッシュレス化による現金需要の減少が影響してございまして、前年度に比べ減少して申請が来ているところでございます。

また、エの固定資産税・事業所税につきましては、イと同様の2名局への補正を行った上で計算されているところでございます。

次に、②の簡易郵便局における費用といたしましては、オの部分にございますけれども、こちらは前年度に比べますと、実際の簡易局数自体の総数も若干微減のトレンドではございますが、一時閉鎖局数の増なども受けまして、全体として減となっているということでございます。

このような形で「不可欠な費用」を算出した上で、これに基づき拠出金の額をどのように算定しているかの説明が30ページとなっております。30ページを御覧いただければと思います。総務省令で定めるところにより、郵便局ネットワークの利用の割合に応じて按分する形で算出することになっておりますが、機構の具体的な算定内容は31ページを御覧いただければと思いますので、そちらを御覧ください。

資料中、表の真ん中に按分に関する算出の方法が記載されてございます。アの人件費、それからイの郵便局の維持に要する費用につきましては、郵便局の利用者の用に供する部分、つまり、これは窓口ロビーに関する部分を想定してございまして、こちらにつきましては、それぞれ右に按分と書いてございまして、日本郵便、関連銀行、関連保険会社と書いてございまして、それぞれ、15歳以上の人口、それから貯金口座数、それから保険の保有契約数を利用割合と想定して按分いたしまして算出をしているところでございます。

また、その下、イの残部、つまり、利用者の用に供する部分以外でございまして、窓口ではなくてバックオフィス部分と考えていただければと思いますが、このバックオフィスに係る部分につきましては、まず、各窓口業務の専有面積により按分して計算しております。

また、ウの現金輸送・管理に要する費用につきましては、実際の現金の受け払い額の度合に応じまして按分しております。また、エの固定資産税・事業所税に関する費用につきましては、職員の勤務時間の度合によって按分をしているところでございます。また、オの簡易局における費用につきましては、それぞれの委託において要した費用を直接整理しているところでございます。

最後、表の一番下に機構の事務費がございまして、こちらの機構の事務費につきましては、以上説明をさせていただきましたアからオまでの費用について各窓口業務へ按分した額の合計額に応じて、それぞれ按分しております。

その結果、拠出金の額につきましては、資料一番下の矢印でございまして、ゆうちょ銀行の拠出金の額は約2,467億円、かんぽ生命の拠出金の額は563億円と算出されているところでございます。

次に、交付金の算定方法等につきまして、32ページを御覧いただければと思います。交付金は「不可欠な費用」の額と機構の事務費の合計額から、日本郵便に係る額を控除

した額とされており、4,491億円から1,461億円を引きまして、交付金の額は3,030億円となっているところでございます。

次に、33ページを御覧ください。交付の方法と徴収の方法でございます。交付金の交付方法につきましては、日本郵便が申し出て機構が同意した日本郵便名義の金融機関の口座に、交付金を各月に分割して払い込むこととなっております。払込みにより発生する手数料は機構が負担することとされており、交付金の交付期限は月末といったことが定められておりまして、各月の交付額も決められてございます。また、交付金を安全に管理するための所要の安全管理措置も講じられることになってございます。

また、資料下の囲み、拠出金の徴収方法につきましても従前どおりでございますが、ゆうちょ銀行、かんぽ生命から機構が指定する機構名義の口座に払い込むこととされており、期限は毎月15日と定められておりますとともに、所要の安全管理措置も講じられることとなっております。

最後34ページでございます。以上の申請内容につきまして、表にございますが、審査基準に基づき審査・精査をさせていただきました。ユニバーサルサービスが利用できるようにするための不可欠な費用の額が適切に算出されているか。また、拠出金の額が、郵便局ネットワークの利用の度合に応じて適切に按分されているか。拠出・交付方法の適切性、必要書類の添付等について審査・精査をさせていただきました結果、関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することといたしたく、諮問書のとおり諮問をさせていただいております。

私からの御説明のほうは以上となります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問を受け付けたいと思いますので、チャット機能でお申し出ください。

それでは、まず、藤沢委員、お願いいたします。

○藤沢委員 御説明ありがとうございます。郵便サービスは、やはり最も重要なのが、民間にできないユニバーサルサービスの部分だと思っておりますので、こういった補助を出すことは非常に重要なことであると思っておりますし、御説明における按分の仕方については、異議はございませんが、やはりユニバーサルサービスの重要性が広く国民に伝わっているかは若干の懸念をまだ感じておりまして、しっかりと広報していただきたく、改めてぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○三島企画課長 ありがとうございます。御意見を踏まえまして、私どももユニバーサルサービスの必要性とこの制度の意義について、引き続き必要な周知、広報などを努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。ほかよろしいでしょうか。

実積委員、お願いいたします。

○実積委員 実積です。今、ユニバーサルサービスの広報に関してはさらに努めていただきたいということは私からもコメントさせていただきます。質問が1つありまして、31ページの按分方法のところ、利用者の用に供する部分のところの按分方法で郵便と貯金と保険がそれぞれ利用者と書いているのですが、これは法人利用も含んだ利用に

なっているのかどうかを教えてください。ユニバーサルサービスの確保、義務の対象に利用者となっているので関係ないとの話だったかなと思うのですが、御説明がなかったため、法人の取扱いを少し教えていただければと思います。

以上です。

○三島企画課長 利用者の中には、法人も含まれていると承知をしております。

○実積委員 そうすると、郵便窓口業務量の基準は15歳以上の人口となっており、法人が入っていないとなると、実際の業務量の推計にズレが生じることになります。例えば、法人が多いであろう港区とか新宿区では少なめに推計されるような気がします、そういうことでよろしいでしょうか。

○三島企画課長 郵便窓口業務のところで15歳以上の人口は、人口数でございますので、その部分は法人が含まれていないこととなりますので、その法人の数といったものが全体にどのぐらいの影響があるかではございますが、人口部分の窓口業務部分では法人はカウントされていないと承知しております。

○実積委員 計算結果がおかしいと言うつもりは全くなくて、この結果自体はいいと思うのですが、その後の考え方を少し整理されておいたほうがいいかなと思いました。特に窓口業務になると、郵便の場合、受付になると個人だけじゃなくて法人の人も数多く利用するでしょうし、そうすると、按分の基準として人口を使うことに少し考え方の整理をされたほうがいいかなと思いました。貯金口座とか保険の保有契約に関しては、多分法人の契約とか職域保険とか入っているような気がするのですが、法人も込みだろうと思うのですが、郵便だけは個人しか見ていないのがちょっと違和感がありました。コメントだけです。

以上です。

○三島企画課長 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

私からちょっと確認というか、コメントと確認で一言よろしいでしょうか。1つは、ウの現金輸送の部分が減少していますが、これは実際に現金の輸送や管理に対する費用が減ってきているとの理解でよろしいのかが1つ。あともう1つ、これは大きいコメントですが、こういうものなのかもしれませんが、私はやっぱりこの2名局を考えて掛ける2万の計算方法が、もうちょっと違う計算方法がないのかなと毎年思っています。昨年度の実績に掛ける、例えばいろいろなことを勘案してマイナス0.何%とか、プラス何%とか、そのような形でも良いのではないかなと。毎年この2名局を考えて掛ける2万にするのが何となく、そういうものなのかもしれませんが、非常に大きな計算だなと思っています。お願いします。

○三島企画課長 御意見ありがとうございます。現金の輸送・管理に係る費用につきましては、昨今のキャッシュレス化のトレンドがございますので、実際に利用者の現金需要自体が減少しているということで、当該費用がその影響で減になっているとのことでございます。

また、算出方法につきましては、今、御意見を賜りましたことを踏まえて、我々も引き続き検討はしてまいりたいと思いますが、一点目の現金の輸送・管理に係る費用もそうですが、実際に局舎を抱え、事業の実態がDXなども含めいろいろと動いていくに

じて、毎年度の費用が、人件費も局舎に関する費用も変動していくという実情もございますので、毎年度ごとに、所要の費用をきちっと算出して、乖離がないことを示して、委員の皆様にご説明をしていくことも制度を所管している者としては必要かなと考えている部分もございますので、その辺り、なるべくクリアになるように説明して御理解を賜るようにしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 御丁寧にありがとうございます。

ありがとうございます。では、そのほか質問や御意見ございませんようでしたら、諮問第1245号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。ありがとうございました。

○三島企画課長 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 それでは、続きまして、諮問第1246号「内国郵便約款の変更認可」について、総務省から御説明をお願いいたします。

○折笠郵便課長 総務省郵便課長の折笠でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から諮問第1246号「内国郵便約款の変更認可」について、資料89-2に基づきまして御説明をさせていただきます。

最初に委員限り資料について御案内させていただきます。資料の10ページの右上に「赤枠内は委員限り」と記載させていただいているところがございます。10ページの赤枠で囲っている部分につきましては、非開示の経営情報等になっておりまして、委員限りの扱いとさせていただいております。御審議の中におかれましても、この部分の記載内容につきましては、直接触れることがないようにお願い申し上げます。

続きまして、最初に戻っていただきまして、資料の構成について申し上げます。1ページが諮問書、2ページ、3ページが審査結果、4ページから5ページが日本郵便株式会社からの変更認可の申請書、6ページ以降が説明資料となっておりますので、6ページ以降の説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、7ページを御覧ください。7ページでございますが、「内国郵便約款の認可について」の制度について主に説明をしているところがございます。1でございますが、日本郵便株式会社におきましては、郵便法第68条第1項の規定に基づきまして、郵便の役務に関する提供条件について郵便約款を定めなければならないこととされておりまして、2でございますが、日本郵便株式会社が約款を変更しようとするときにつきましては、総務大臣の認可を受けなければならないこととされておりまして、

さらに、3のとおり、総務大臣は認可を行うに当たりまして、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされておりまして、本日諮問をさせていただいているところでございます。

下段に今回の一連の手続の流れをお示しさせていただいておりますが、1月12日に日本郵便株式会社から認可申請がございまして、総務省で審査を行いました結果につきまして、本日諮問を行わせていただいているものでございます。御審議の結果、諮問について適当との答申がいただけました場合につきましては、総務大臣による認可を行い

まして、3月18日から日本郵便株式会社においてサービスを開始する予定となっております。

続きまして、8ページから具体的な申請内容についてとなっております。まず、8ページ冒頭でございますけれども、郵便に関する料金につきましては、その支払いについては、郵便法第28条第1項の規定によりまして、原則は郵便切手による前払いとされておりますが、郵便法、それから郵便法に基づく総務省令、郵便約款に別段の定めがある場合につきましては、それらに定めるところによることができる形になっております。

これを受けまして、内国郵便約款第47条におきましては別段の定めとして、料金額が同一の郵便物を同時に10通以上差し出す場合につきましては、料金別納とすることができるところでございます。

また、内国郵便約款第48条第1項等によりまして、別納料金の支払方法といたしましては、差出しの際に郵便切手によって払う、それから現金によって払う、あるいは会社が定める有価証券により支払うことができるとされているほか、郵便料金計器による印影を表示しました証紙であるとか、あるいはクレジットカード等、この中には電子マネーとかQRコードも含めましてですが、クレジットカード等による支払いが現在可能になっているところでございます。

今回、日本郵便株式会社から申請がありました内国郵便約款の変更につきましては、別納料金の支払方法といたしまして、新たに口座振替払いを追加するものでございます。約款の変更案につきましては、8ページの下段、それから9ページの新旧対照表のとおりでございます。

9ページの後段以降を御説明させていただきますと、まず、変更の理由でございますが、目的といたしましては、利用者の利便性を向上させることによりまして、郵便利用の維持・拡大を図ること。また、実施予定の時期につきましては、システムや契約等の準備ができ次第なるべく早くということで、3月18日を予定しているところでございます。

4の補足で変更の背景等を御説明させていただきます。特に高額な料金別納におきましては、もともと現金や小切手につきましては、利用者にとっても、郵便局にとっても事故や犯罪のリスクがあることから、利用者からはキャッシュレス化の要望がありまして、料金別納につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、既にクレジットカード、電子マネー、スマホ決済による支払いが可能となっているところでございます。

このようなキャッシュレス決済の利用が拡大する中で、10ページを御覧いただきまして、上段の委員限り資料のところにありますように、具体的な数字は控えさせていただきますが、クレジットカードが特に高額な決済で利用されることが多いところがございます。そのクレジットカードにつきましても紛失・盗難、あるいは不正利用等のリスクがあること、また、限度額による制限もあるといった課題がありまして、利用者から口座振替を可能にしてほしいとの要望を日本郵便株式会社として受けていたところがございます。これを受けまして、別納料金の支払方法に口座振替払いを今回追加したいとの約款変更の申請があったものでございます。

中段の部分になりますけれども、郵便のキャッシュレス決済に係る手数料につきまし

ては、日本郵便株式会社が全額負担することが原則となっておりますが、クレジットカード払いの場合ですと、手数料につきましては、売上額に対して何%という定率を掛ける形になっております一方で、口座振替の場合につきましては、金額にかかわらず1回当たり約350円になっておりまして、高額を支払いを口座振替払いにすることにつきましては、クレジットカード払いと比較いたしますと、日本郵便株式会社の経費削減にも資することになっているところでございます。

10ページ中段の委員限り資料のところにつきましては、支払金額の区分ごとに、仮にその金額区分の支払い全てがクレジットカード払い、あるいは口座振替払いで行われた場合などの試算をお示ししておりますので、参考までに御覧いただければと思います。

続きまして、(2)概要が口座振替払いについての流れでございます。郵便物の引受けを行いましたら、通数の検査を行いまして、それを受けまして金額計算を行います。その計算された金額につきまして、あらかじめ登録されております利用者の口座から、日本郵便株式会社の専用口座に差出日付で振込が行われることになっておりまして、その後に決済の確認を行うのが一連の流れになります。

11ページを御覧ください。今回の口座振替の対象、それから対象となる受付の郵便局でございます。今回、口座振替の対象といたしますのは、利用金額が10万円を超える料金別納の支払いで考えておりまして、また、口座支払いの受付を行う郵便局につきましては、地域区分局、それから銀座郵便局の合計63局とすることを想定しているところでございます。

この理由といたしましては、少額の料金別納につきましては、主として手軽に利用可能なスマホ決済が用いられていることもありまして、また、高額となる郵便物の差出しが通常行われますのは、大口割引などの特別割引の対象となる地域区分局等がほとんどでございまして、当初は10万円超の金額を限度に、それから受付局を63局に限定して開始をすることを予定しております。

なお書きのところでございますように、運用開始後に口座振替の利用ニーズ等の検証を行いまして、必要に応じて拡大等を検討することとしているところでございます。

また、不正使用対策といたしまして、利用者におきましては、日本郵便株式会社、それから振替金融機関に事前に利用の登録を行った上で、差出時におきまして、顧客コード、顧客ID、口座IDなどの提出を求めまして、これらが符合することを日本郵便株式会社において確認していることと、また、決済の際におきましては、日本郵便株式会社から振替金融機関への口座振替依頼をその都度行うことによりまして不正使用の対策を行うことを予定しております。

最後に、2ページに戻っていただきまして、今回の約款変更認可申請に関する審査結果について御説明を申し上げます。まず、結論といたしましては、一番上部のところでございますように、今回の変更認可の申請につきましては、郵便法及び郵便法施行規則の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当であると考えております。

具体的には、下の表のとおりでございます。郵便法第68条第2項第1号のイ及びハ、それから同項第2号につきまして、また、申請書の形式的な要件につきましては、郵便法施行規則第28条の各号につきまして、それぞれ必要な事項が適切かつ明確に定めら

れていること。また、変更内容につきまして、不当な差別的取扱いをするものではないと認められることから、適当であるとしているところでございます。

駆け足となりまして恐縮ですが、説明としては以上になります。本件審査につきまして御審議いただけますよう、よろしくお願いたします。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能でお申し出ください。

異委員、お願いたします。

○異委員 異でございます。御説明ありがとうございます。変更の内容について異論はないですけれども、1点確認させて下さい。クレジットカード払いの際のクレジットカード会社からの手数料額は、現在日本郵便株式会社が負担しているとのことですが、口座振替払いにする際の振替手数料は、これは利用者負担にされる前提でしょうか、それとも日本郵便株式会社側負担の前提でしょうか。

○折笠郵便課長 お答え申し上げます。口座振替払いにした場合につきましても、これまでと同様に手数料につきましては日本郵便株式会社の負担となります。

○異委員 承知しました。仮に口座振替手数料が利用者負担になりますと、単純に口座振替に移行してくれない可能性があるかなと思いましたので、そういうことであれば、全く異存ございません。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。そのほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、滝澤委員、お願いたします。

○滝澤委員 滝澤でございます。御説明ありがとうございます。このたびの別納郵便に対する口座振替払いの方法の追加は、利用者の利便性の拡大に資するというところで、大変私としても賛成するところでございますが、今回対象が10万円を超えるもの、それで受付郵便局が合計で63局からスタートするとのこと、先ほどの御説明のとおり、運用開始後、利用ニーズ等を検証し、必要に応じて拡大等を検討するとのことだったので、ぜひ利用者の利便性の拡大の観点で、さらに広げていくためにしっかりと検証していただいて、より広い郵便局で使えるようになることを、ぜひ近い将来実現していただきたいと思っております。

発言は以上です。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。日本郵便株式会社からは、今回導入した後に利用ニーズをしっかりと検証して必要な検討を行うことは伺っておりますので、今回御発言ありましたことも含めて、日本郵便株式会社にはお伝えさせていただくようにいたします。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、実積委員、お願いたします。

○実積委員 実積です。今回の措置に関しては、利用者利便のために支払いの方法を追加するところは非常にいいと思っておりますが、日本郵便株式会社の観点で考えた場合、これによって事務処理が少し増えるのではないかなと少し気になるようになります。

10ページの資料の中で、委員限りの資料なので詳細は申し上げませんが、一定の経費削減に資するとありますけれども、これは手数料だけを考えてのことだと思うのですけれども、これによって生じる人件費の増というか、実際に郵便局員が作業することによるコストというか、時間費用というか、そういうもののプラスマイナスを考えることが、この場合、経営の観点から必要ではないかと思えます。

それから、取扱いの作業が増えれば、その分、事故の可能性も増えるわけですから、先ほど滝澤委員からコメントがありましたけれども、今後、新しく支払方法を増やした措置が、本当に収入とコストの両方を考えた上で、きちんと経営にプラスになったとぜひとも検証していただきたいなと思いました。コメントでした。

以上です。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、実際に開始するに当たりましては、例えば社員の教育やシステムのテストもあると伺っておりますので、そういう意味でのコストは発生するかと思います。その上で、導入した後の検証に当たりましては、御指摘いただいた点も踏まえて検証した上で、必要な対応をやっていくことになるかなと思います。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、谷川委員、お願いいたします。

○谷川分科会長代理 谷川です。1点教えていただければと思うのですけれども、今回のこの諮問は、初めて私が見る内容だったので興味深く拝見してはいたのですが、手数料を利用者に負担していただくような仕組みは、世の中結構多いと思うのですが、郵便局の窓口でのクレジットカードですとか、口座振替の手数料を郵便局側が持つのは、歴史的にこういう仕組みをとっていた結果なののでしょうか。その辺の基本的な考え方を教えていただければと思ひまして質問させていただきました。

○折笠郵便課長 ありがとうございます。例えば、我々が日常的に何か買物をするときなどにクレジットカードとか電子マネーを使うときにつきましても、基本的に手数料は販売店側で負担しているのが一般的かなと思っております、日本郵便株式会社におきましても、そういう意味でキャッシュレス決済の手数料につきましても、これまでも基本的には日本郵便株式会社側の負担にしてきたものと承知しております。

○谷川分科会長代理 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。キャッシュレスの手数料の件は、個人的にはいろいろ興味ありますが、一般的には確かにそのようなことが多いかと思えます。ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問ございますでしょうか。チャットのほうにいただいている方は、以上でよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見などございませんようでしたら、諮問第1246号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○佐々木分科会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で本日の審議は終了しました。委員の皆様から全体を通して何かございますでし

ようか。

それでは、事務局から何かございますか。

○事務局（坂平） 事務局です。

次回の郵政行政分科会につきましては、別途、御連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

事務局は以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会